

## 核兵器不拡散および非核兵器地帯の法的概念

黒 沢 満

## 目次

まえがき

- 一 主要な義務
  - 二 検証および組織化
  - 三 安全保障および核軍縮
  - 四 核兵器不配備
- むすび

現代軍縮国際法の中心は、主として核兵器にかかわるものであり、また防止的な措置に関するものである。すなわち軍縮交渉および包括的軍縮プログラムの中で最も高い優先度が与えられているのは核軍縮であり、また現在までに条約として成立してきた成果は、軍備を縮小・撤廃するものではなく、現状が悪化することを前もって防止しようとする防止的軍縮である。

以上の二つの観点からして、現代軍縮国際法の中心的問題は、「核兵器の拡散防止 (Prevention of the Dissemination or the Spread of Nuclear Weapons)」であると考えられる。この概念は、核兵器が現状以上にさらに拡散していくことを防止することを意味している。この核兵器の拡散防止には二つのアプローチがあり、一つは「核兵器不拡散 (Non-Proliferation of Nuclear Weapons)」であり、他は、「非核兵器地帯 (Nuclear-Weapon-Free Zones)」である。

この二つのアプローチは、一九六一年の国連総会で採択された決議1665 (XVII) と1664 (XVI) にすでに現われていると共に、前者は、一九六八年七月二日に署名され、一九七〇年三月五日に発効した「核兵器の不拡散に関する条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons)」として条約化されており、後者の例としては、一九六七年二月一四日に署名され、一九六八年以降各国間で発効し、現在ラテンアメリカ諸国二十カ国間で効力を有している「ラテンアメリカにおける核兵器の禁止に関する条約 (Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America)」(以下トラテロロコ条約と言う) が存在している。

両者は核兵器の拡散防止というより広い概念に含まれるとしても、それぞれ固有の法的特質を備えており、それ

それ別個の法的概念として存在しているのである。さらに核兵器不拡散はグローバルな普遍的なアプローチであるのに対し、非核兵器地帯は地域的な個別的なアプローチである。

両者の関係について直接規定しているのは核兵器不拡散条約第七条であり、それは、「この条約のいかなる規定も、国の集団がそれらの国の領域に全く核兵器の存在しないことを確保するため地域的な条約を締結する権利に対し、影響を及ぼすものではない」と規定している。この条項は、核兵器不拡散条約交渉のための主要原則を含む総会決議228 (XX) 第二項(9)をほとんどそのまま採り入れたものであり、核兵器不拡散条約が非核兵器地帯の設置に何らの影響をも与えないことを明らかにし、内容的に両者が重複するところがあるとしても、両者は別個のものであることを確認している。

本稿は、「核兵器不拡散」および「非核兵器地帯」という二つの概念を、法的な側面から比較検討しつつ明らかにしようとするものである。その際に、核兵器不拡散条約およびトラテロコ条約を中心に検討を進め、さらに軍縮委員会会議による「非核兵器地帯の包括的研究」<sup>1)</sup>および非核兵器地帯の定義に関する国連総会決議472B (XXX)などを考察の対象とする。さらに、核兵器不拡散および非核兵器地帯はより広い概念である核兵器の拡散防止に含まれるが、それは核兵器を所有する国と核兵器を所有しない国という二つの階層の国家群の存在を前提とするものであり、本稿においては、この核兵器国と非核兵器国との相互関係に重点を置きつつ、これらの法的概念を検討する。

具体的には、まず、両者の主要な義務を検討することによりその中心的な側面での両者の内容および相違を明らかにし、次に、軍縮措置と表裏一体をなす検証制度および条約運用のための組織化の問題を考察し、さらに、両者の法的概念と間接的ではあるが密接に関連する安全保障および核軍縮の問題を検討する。そして最後に、核兵器の

拡散防止の第三の概念としての核兵器不配備という新しい概念を両概念との関連で検討する。

## 一 主要な義務

核兵器不拡散の中心概念である主要な義務は、核兵器不拡散条約第一条および第二条に規定されている。すなわち、締約国である核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲 (transfer) しないことであり、締約国である非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者からも直接又は間接に受領 (receive) しないこと、核兵器その他の核爆発装置を製造 (manufacture) せず又はその他の方法によって取得 (acquire) しないことである。

他方、非核兵器地帯の主要な義務は、トラテロルコ条約第一条によれば、締約国による核兵器の実験 (testing)、使用 (use)、製造 (manufacture)、生産 (production) および取得 (acquisition)、並びに受領 (receipt)、貯蔵 (storage)、設置 (installation)、配備 (deployment) および所有 (possession) が禁止されていると共に、締約国のために第三者が核兵器を受領・貯蔵・設置・配備・所有することも禁止されている。トラテロルコ条約付属議定書Ⅱの当事国である核兵器国は、第一条により、条約第一条の義務の違反となる行動の遂行を助長しないという義務を負っている。非核兵器地帯の概念の定義に関する総会決議 3472 B (XXX) では、「核兵器の完全な不存在 (total absence of nuclear weapons)」という表現で主要な義務が定義されている。

以上の義務を核兵器国および非核兵器国のそれぞれから検討してみると、核兵器不拡散の場合には、核兵器国による核兵器の移譲の禁止の義務と、それに対応する非核兵器国による受領の禁止の義務が存在する。さらに非核兵

器国の側には、製造および取得の禁止という義務がある。非核兵器地帯の場合には、核兵器不拡散の場合と同様に、非核兵器国は核兵器の受領を禁止されると共に製造および取得も禁止されている。条約に明記されていないとしても、核兵器国は付属議定書Ⅱの当事国となることにより、その第二条の一般的な義務によって核兵器を移譲することを禁止されている。

したがって、禁止されている行為の形態から見た場合には、核兵器不拡散の義務はすべて非核兵器地帯の義務に含まれていることが明白になる。核兵器不拡散と非核兵器地帯の概念を比較検討する際に重要になるのは、核兵器不拡散の概念には含まれていないが非核兵器地帯の概念には含まれている義務の内容である。それは、トラテロルコ条約の文言を用いれば、締約国のために第三者が核兵器を貯蔵、設置、配備することを禁止しているところである。

ウィルリッチ (M. Willrich) はこの点に関して、「トラテロルコ条約が発効しているそれぞれのラテンアメリカ諸国は、核兵器不拡散条約に含まれているよりも本質的により広い不拡散についての概念を受け入れている。……トラテロルコ条約の下においては、当事国は核兵器国の管理の下にある核兵器をその領域に配備することを許していない。……そのような配備は核兵器不拡散条約では禁止されていない」と述べているし、シェイカー (M. I. Shaker) も、「トラテロルコ条約第一条の下での義務は、核兵器不拡散条約第一条および第二条の義務よりその範囲は広いものである。前者は締約国の領域における核兵器の貯蔵、設置、配備を禁止しているが、核兵器不拡散条約の下では、核兵器国は条約当事国である非核兵器国の領域に核兵器を貯蔵し、設置し、配備し続けることができる」と説明している。

核兵器不拡散によって禁止されているのは、核兵器その他の核爆発装置又はその「管理」の移譲および受領であ

り、核兵器国がそれらを「管理」している限り、すなわち実質的な使用の決定権を維持している限り、非核兵器国の領域に配備することは禁止されていない。

それに反して、非核兵器地帯の場合には、たとえ核兵器国が核兵器に対する管理を維持していても、非核兵器地帯内にそれを配備することは許されない。したがって、核兵器不拡散の概念の下においては、非核兵器国の領域に核兵器が存在することは可能であるが、非核兵器地帯の概念の下では、非核兵器地帯内の非核兵器国の領域に核兵器が存在することは全く許されないのであって、それは総会決議3472B (XXX)において、「核兵器の完全な存在」という概念で示されている。

この主要な義務に関する二つの概念の差異は、その効果において大きく現われてくる。すなわち、核兵器不拡散の場合には核兵器国の管理する核兵器が非核兵器国の領域に配備されうるわけであって、その核兵器が他国に対して使用されることもあるし、その核兵器が他国による核攻撃の目標となることもありうる。さらに核兵器国の核兵器の配備を許可することにより核安全保障取極を強化し、軍事的にのみならず政治的にも経済的にも核兵器国に依存する傾向が生じる。また自国の安全保障を核兵器国の核の傘にたよることは、核軍縮の主張とは矛盾したものにならざるをえない。

非核兵器地帯の場合は、核兵器の完全な不存在を確保するものであり、トラテロルコ条約の前文で、「ラテンアメリカのいづれの国における核兵器の存在も、ラテンアメリカを核攻撃の目標とし、ラテンアメリカ地域全体に経済的および社会的発展に必要な限られた資源の競争目的への不当な転用を伴う破滅的な核兵器の競争を必然的に引き起こすことになること……を確信して」と謳われているように、核兵器の配備から生じる事態の悪化を避けることを目的としており、特に、その地域における核兵器の使用の可能性を全面的に排除しようとしている。

核兵器不拡散と非核兵器地帯の概念に含まれる主要な義務の相違は上述の通りであるが、次に、この二つの概念に共通する特徴を、核兵器国と非核兵器国のそれぞれの義務を対比させつつ検討する。

まず非核兵器国は核兵器の製造および受領を禁止されているので、核兵器の保有を前もって放棄するという重大な義務を負うことになる。それに対して核兵器国は、核兵器を移譲しない義務、並びに核兵器の製造または取得について非核兵器国を援助しない義務を負う。しかし、「核兵器不拡散条約第一条の下における核兵器国に対する制約は全く制約とは言えないし、まして義務とは言えない。『移譲しない』ということとは義務とは決して呼びえない」と批判されているように、核兵器国としては現状以上に核兵器国が増加することを望まないわけであり、核兵器国の増加防止は核兵器国の利害に一致するものである。

核兵器国の負う義務は上述のように核兵器を移譲しないという義務だけであって、核兵器国が現に所有する核兵器を削減する義務が存在しないことは言うまでもなく、さらに核兵器国がさらに核兵器を開発することを阻止するものは何も存在しない。非核兵器国は核兵器に関するあらゆる活動を禁止されるのに反して、核兵器国は核兵器の移譲を禁止されるだけで、核兵器の製造・貯蔵など質的および量的な核兵器の開発に何らの制限をも課されていない。

したがって、これらの制度によれば、核兵器の「水平的拡散」(＝核兵器国の増加)は規制されているが、核兵器の「垂直的拡散」(＝核兵器国による核兵器の開発)は全く規制されていない。これらの制度による実質的な義務は、非核兵器国にのみ課されていると言つてよい。核兵器不拡散および非核兵器地帯の概念に共通するのは、主要な中心的な義務は非核兵器国に対して一方的に課されているということであつて、これらの制度はその中心部において差別的であると考えられる。これらの主要な義務における差別性を解消するものとして非核兵器国の側から

主張されているのが、核軍縮、非核兵器国の安全保障の強化および原子力平和利用の問題であり、これらは後に検討する。

核兵器不拡散条約とトラテロルコ条約とを比較検討する際に注意する必要があるのは、規律されている対象が若干異なるということである。核兵器不拡散条約における規律の対象は「核兵器」および「その他の核爆発装置」であるのに対し、トラテロルコ条約における禁止の対象は個別的には「核兵器」であるが、さらに一般的に「自国の管轄下にある核物質及び核施設を平和目的のためにのみ利用すること」が規定されている。これらの差異は、前者が核活動を爆発か否かで区別するのに対し、後者は核活動を軍事利用か平和利用かで区別するところにある。したがって「核兵器」は両者の場合とも規律の対象に含まれるが、平和目的核爆発は前者では禁止されるが後者では禁止されないし、兵器以外の軍事的な核の利用、たとえば軍艦の推進用に原子力を用いることは前者では禁止されないが後者では禁止されている。

トラテロルコ条約は、上述のように核活動を平和利用に限定しているが、非核兵器地帯一般としては「核兵器の完全な不存在」が中心概念となっており、必ずしもトラテロルコ条約のように軍事的な核活動をすべて禁止するとは限らない。したがって、核兵器不拡散と非核兵器地帯の概念を一般的に考察する場合には、前者では禁止されているが後者では禁止されていない平和目的核爆発が問題となる。

平和目的核爆発が核兵器不拡散条約で禁止されているのは、一九六三年の部分的核実験禁止条約が平和目的核爆発を禁止しているのと同様に、核兵器と平和目的核爆発装置との間に技術的な明確な区別が存在しないこと、したがって平和目的核爆発という口実で核兵器が保有されることを惧れていることによる。

トラテロルコ条約は第一八条第一項で、「締約国は、この条項の規定およびこの条約の他の条項、特に第一条お



よび第五条の規定に従うことを条件として、平和目的のための核装置の爆発（核兵器に用いられる装置に類似する装置の爆発を含む。）を行なうこと、または同様の目的のため第三国と協力することができると規定し、原則的には平和目的核爆発を一定の条件の下で許容している。しかし、この条項に関するラテンアメリカ諸国の解釈は、「条約の当事国は、たとえ核爆発装置が平和目的のために意図されているものであっても、技術的進歩により核兵器として用いることのできない装置がそのような爆発のために開発されない限り、核爆発装置を製造しまたは取得することはできない」となっており、現在では平和目的核爆発は許容されていない<sup>5)</sup>。

「非核兵器地帯の包括的研究」においては、平和目的核爆発の禁止を非核兵器地帯の概念の中に含めるべきであると多くの専門家は考えたが、若干の専門家は平和目的核爆発は非核兵器地帯の概念と矛盾するものではないと主張しており、意見の一致は見られなかった<sup>6)</sup>。なお非核兵器地帯の概念の定義に関する総会決議9472B (XXX) は、「核兵器の完全な不存在」と規定するのみであり、平和目的核爆発には言及していない。

平和目的核爆発の問題に対する解決は、国際機関による平和目的核爆発を核兵器国および非核兵器国の双方のために認めるか、あるいはあらゆる核爆発を全面的に禁止するかに求められるべきであらう。いずれにしても、現行体制のように核兵器国にのみ平和目的核爆発の権利を認め、非核兵器国にはその権利を認めないという制度は改善されるべきである。

## 二 検証および組織化

軍縮国際法が効果的に履行されるためには、条約義務の遵守を確保するための検証並びに条約全体の運用を有効

に確保するための組織化が必要である。<sup>(8)</sup>

### (一) 検 証

核兵器不拡散条約第三条は国際原子力機関（IAEA）による保障措置を適用することを規定しているが、まず第一に注意すべきことは、保障措置が適用されるのは非核兵器国のみであるということである。核兵器国のいかなる核活動に対しても何らの検証も行なわれない。

第二に注意すべきことは、非核兵器国が条約第一条で禁止されているすべての行為のために検証が実施されるのではなく、「原子力が平和利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止するため」にのみ検証は実施される。したがって、核兵器不拡散条約の下におけるIAEAの保障措置は、非核兵器国のすべての平和的な原子力活動にのみ適用され、それらが核兵器もしくはその他の核爆発装置に転用されることを防止しようとするものである。

その結果、核兵器国による核兵器の移譲および非核兵器国による核兵器の受領に対しては、検証措置は何ら規定されていない。さらに非核兵器国による核兵器の製造の禁止に関して、平和的な原子力活動からの転用は検証の対象になるけれども、兵器以外の軍事的な原子力活動からの転用などそれ以外の方法による核兵器の製造は、検証の対象とはなっていない。

他方、トラテロコ条約は第一二条から第一八条に極めて詳細な管理制度を規定している。まず第一二条において、この管理制度の目的は第一条の規定に従って締約国が受諾した義務の履行を検証すること、そして特に、(a)原子力の平和利用のための装置、役務及び施設が核兵器の実験及び製造に用いられないこと、(b)第一条で禁止される

活動が外国から持ち込まれた核兵器又は核物質によって行なわれないこと、(c) 平和目的の爆発が第一八条の規定に従っていること、を検証することであると規定している。第一三条は上述(a)に関して IAEA の保障措置の適用を規定しており、これは核兵器不拡散条約による保障措置と同様である。第一四条は自己申告の制度であり、締約国はこの条約により禁止されているいかなる活動もそれぞれの領域内において行なわれなかったことを述べた報告書をも、半年毎にラテンアメリカ核兵器禁止機構 (OPANAL) および IAEA に送付しなければならない。さらに第一五条の下で事務局長は、理事会の許可の下に、締約国に対しその理由を付して条約の履行に関連する事件又は状況に関する補足的情報を提供するよう要請することができる。

この条約の管理制度の最も重要なものは第一六条に規定する特別査察の制度であり、IAEA が保障措置協定に従って行なう以外に、OPANAL 理事会は次の二つの場合に特別査察を行なうことができる。第一に、他の締約国が条約に違反しているという疑惑をもつ国が要請する場合、第二に、条約に違反しているという疑惑をもたれ、非難された締約国が要請する場合であり、いずれの場合も理事会は査察のため直ちに措置をとらなければならない。この特別査察を行なう査察員には、彼らの義務の履行に必要であり、この条約の違反の疑惑に直接かつ密接に関係しているすべての場所および情報に対し完全かつ自由なアクセスが保障されている。

また第一八条の平和目的核爆発の際にも、事務局長並びに理事会および IAEA が指名した技術要員は、装置の爆発を含めすべての準備を監視し、爆発の場所の近辺のいかなる区域にも無制限にアクセスすることができる。核兵器不拡散条約の検証制度とラテロルコ条約の検証制度を比較して明らかにすることは、シェイカーが、「核兵器不拡散条約の制度は隠されている核兵器や核兵器の秘密裡の製造を探り出そうとするものではない。この点でラテロルコ条約と異なっており、それは、外国から秘密裡に導入される核物質や核兵器の探究を含め、条約の下で

禁止されているすべての活動の履行を検証するための特別査察を規定している」と述べているように、核兵器不拡散条約の検証制度が極めて部分的なものであるのに対し、トラテロルコ条約の場合には、条約で禁止されている活動のすべてにわたって現地査察を含む極めて包括的な検証制度が備えられている。したがって、核兵器国による核兵器の移譲あるいは配備も、トラテロルコ条約の場合には非核兵器国の領域内において検証の対象となりうるのであり、核兵器国の活動も締約国の領域内における限り検証制度の枠組に組み込まれることになる。

非核兵器地帯の概念の定義に関する総会決議3472B (XXX)も、核兵器の完全な不在の規定と共に、それから生じる義務の履行を確保するための国際的な検証・管理制度の設置を概念の定義の中に含めており、非核兵器地帯の場合における国際的な検証制度の絶対的な必要性を確認している。さらに「非核兵器地帯の包括的研究」においても、その原則の一つとして、「地帯の取極は、合意された義務の完全な遵守を確保するための有効な検証制度を含まなければならない」ことが規定され、検証および管理について詳細な研究が行なわれている。<sup>10)</sup>

## (二) 組織化

核兵器不拡散条約はグローバルな普遍的条約であり、すでに一〇〇カ国以上がそれに参加しているが、その組織化は進んだものではない。他の多くの条約と同様に条約改正のための会議の招請を規定すると共に、それは第八条第三項において、五年後にそしてその後締約国の過半数の提案により五年毎に再検討会議を開催することを規定している。この再検討会議の目的は、前文の目的及びこの条約の規定が実現されることを確保するようにこの条約の運用を検討することである。

他方、トラテロルコ条約は、条約改正を含み条約の本質に影響を及ぼすことのある共通の問題を審議するために

全署名国会議の開催を予定している外に、常設的な国際機関としてのラテンアメリカ核兵器禁止機構（OPANAL）を設置している。このOPANALが設置された目的は条約義務の履行を確保するためであり、具体的には条約に定める目的、措置および手続に関する問題、すなわち条約の運用に関して、並びに条約から生じる義務の履行の監督、すなわち条約の履行確保、特に管理に関して責任をもっている。OPANALの主要機関として、総会、理事会および事務局が設けられており、それぞれが管理制度に関して一定の任務を与えられている。

条約の運用に関して、核兵器不拡散条約の場合には五年に一度の再検討会議が開催されるのみであるのに対し、トラテロロコ条約の場合には、常設的な国際機関であるOPANALの設置により理事会は継続的に任務を遂行しているし、総会も二年毎に通常会期を開催し、さらに必要な場合には特別会期を開催することもできるので、条約の運用を継続的に検討し、条約義務の履行を確保することができる体制がつけられている。

### 三 安全保障および核軍縮

非核兵器国の安全保障の強化および核兵器国による核軍縮という問題は、核兵器不拡散および非核兵器地帯の概念と直接結びつくものではないが、核兵器不拡散および非核兵器地帯が長期的に成功するためには不可欠の要素である。それは特に核兵器国と非核兵器国の義務のバランスという観点から考えられることであり、その意味でこれらの二つの問題は両概念と間接的ではあるが密接に関連しているものである。

#### (一) 安全保障

非核兵器国の安全保障を強化する問題は、核兵器不拡散および非核兵器地帯に関する交渉の中で重要な地位を占めている。すなわち核兵器不拡散および非核兵器地帯の概念はともに、非核兵器国による核兵器の所有を禁止するものであって、非核兵器国は自国の防衛のための最も有効な手段を前もって放棄することになり、そのことの対価として非核兵器国の安全保障を強化する手段を求めているのである。

核兵器との関連における非核兵器国の安全保障の強化という問題に関しては、二つのアプローチ、すなわち積極的安全保障と消極的安全保障がある。<sup>(11)</sup>

核兵器不拡散条約との関連で非核兵器国に与えられているのは積極的安全保障であり、安全保障理事会決議265(1968)は、第一項で、非核兵器国に対する核兵器による侵略又はそのような威嚇により、安全保障理事会、特に核兵器国であるその常任理事国が国連憲章の下におけるこれらの国の義務に従って直ちに行動しなければならぬ事態が生じることなることを認め、第二項で、核兵器の使用を伴う侵略行為の犠牲又はそのような侵略の威嚇の対象となった核兵器不拡散条約の当事国である非核兵器国に対して、国連憲章に従って直ちに援助を提供し又は支持する旨を表明したある国(米・英・ソ)の意図を歓迎している。なお核兵器不拡散条約第一回再検討会議において、消極的安全保障に関する追加議定書案Ⅲが非核兵器国側より提出されたが、会議では採択されなかった。

他方、トラテロロコ条約付属議定書Ⅱの第三条は、「下名の全権委員によって代表される政府は、またラテンアメリカ核兵器禁止条約の締約国に対し、核兵器を使用しないこと又は使用するとの威嚇を行なわないことを約束する」と規定し、非核兵器地帯を構成する非核兵器国に対する消極的安全保障を規定している。国連憲章第二章第四項が武力の威嚇および武力の行使を一般的に禁止しているが、核兵器の使用禁止を条約上規定しているのは現在のところこの付属議定書Ⅱのみであり、五核兵器国はその義務をすでに引き受けている。

総会決議3472B (XXX) の「Ⅱ、非核兵器地帯およびそこに含まれる国家に対する核兵器国の主要な義務に関する定義」において、すべての核兵器国は地帯に含まれる国家に対して核兵器の使用もしくは威嚇を差し控える義務を引き受けるべきである、と規定されている。また「非核兵器地帯の包括的研究」においては、多くの専門家はそのような義務を含むべきであると考えたが、それはケース・バイ・ケースによるべきだとする若干の専門家もいた。<sup>(12)</sup>

非核兵器国がその安全保障の強化のために主として求めているのは消極的安全保障である。消極的安全保障は、核軍縮の観点から、核兵器使用の可能性の観点から、および非核兵器国の独立性の観点からみて、積極的安全保障よりすぐれたものである。トラテロコ条約の場合には消極的安全保障が与えられているが、核兵器不拡散条約の場合には非核兵器国の主張にもかかわらず、消極的安全保障は与えられなかった。

## (二) 核軍縮

核兵器不拡散条約第六条は、核軍縮に関して交渉を行なう義務を規定しているが、核軍縮そのものの義務を課しているわけではない。核兵器不拡散という水平的拡散防止に対して、核軍縮という垂直的拡散防止が強く主張されたにもかかわらず、核軍備競争の早期の停止及び核軍縮に関する効果的な措置について、並びに全面完全軍縮について誠実に交渉する義務が規定されるにとどまった。

しかし、「核拡散の防止という目的の長期的な成功または失敗という観点から考えるならば、この条約の最も重要な条項は第六条である」<sup>(13)</sup>と言われており、「もし第六条がミサイルの制限および貯蔵の削減へと導く合意により迅速に効果的に履行されるならば、核兵器の取得に向けての現在の非核兵器国への圧力はなくなるだろう。そのよ

うな合意がなければ一定の非核兵器国に対するますます増大する圧力により、条約はついには不可避的に失敗するであろう」と説明されているように、核兵器不拡散体制の将来における有効性は、核兵器国がこの体制を土台としていかに核軍縮を推し進めていくかに依存している。

国連軍縮特別総会の最終文書第六五項は、「核兵器不拡散の目標は、一方において、現在の五核兵器国の他にさらに核兵器国が出現することを防止することであり、他方において、核兵器を徐々に削減し最終的にはすべてを撤廃することである」と規定し、核兵器不拡散と核軍縮の一体性を強調しているが、実際には核軍縮にほとんど進展は見られない。

他方、トラテロルコ条約は非核兵器国のみによる条約であり、核兵器国に対し核軍縮を義務づけるような条項を含んではいない。しかしその前文において、非核兵器地帯はそれ自身目的ではなく、将来における全面完全軍縮達成の手段であることを想起しており、さらに非核兵器地帯が核兵器拡散防止のために重要な貢献をなすこと、および全面完全軍縮のための強力な要因であることを確信している。このことは「非核兵器地帯の包括的研究」においても確認されている。<sup>(15)</sup>

#### 四 核兵器不配備

核兵器の拡散防止に関する新しい第三の概念として、核兵器不配備という概念がある。これは、現在核兵器の存在していない国家の領域に核兵器を配備しないこと (Non-stationing of nuclear weapons on the territories of states where there are no such weapons at present) を意味している。



この新しい概念は、一九七八年の国連軍縮特別総会の一般演説の中でソ連が初めて主張したものであり、ソ連は、「核兵器が世界中に拡散していくのを防止するさらにもう一つの方法がある——それは核兵器が配備されている領域の数を制限することである。……このようにして我々は核兵器の拡散に対するさらにもう一つの障害をうちたて、戦略状況の悪化を防止することができる」とその主旨を説明している。<sup>(16)</sup>

この問題はその後第三三回総会の議題となり、そこで採択された決議33/91Fにより、総会は、すべての核兵器国に対し現在核兵器の存在しない国家の領域に核兵器を配備しないよう要請し、また、その領域に核兵器をもたないすべての非核兵器国に対し、その領域に核兵器の配備を直接または間接にもたらすようないかなる措置をもとらないよう要請した。

第三四回総会でソ連は、決議33/91Fを履行する可能な方法の一つは国際協定の締結であると主張し、<sup>(17)</sup> それに関する決議案を提出した。採択された決議33/97Cによると、総会は、現在核兵器の存在しない国家の領域に核兵器を配備しないことに関する国際協定の可能性を検討することが必要であると信じ、事務総長に対し各国の意見を収集するよう勧告している。ロシチン (A. Roshchin) も、この措置は核兵器不拡散体制を強化し、したがって核戦争の危険を除去するものであると高く評価している。<sup>(18)</sup>

ソ連等の主要する核兵器不配備という概念に対しては、さまざまな反対意見が存在するが、その概念に真向から反対するのは西側諸国であり、日本は、「世界の現状において、決議案で提案されているような核兵器の配備に制限を課すいかなる措置も、国際的な軍事バランスを不安定にするだろうし、そのことにより平和と安全の維持に有害になるであろう」と述べている。<sup>(19)</sup> より具体的には中国が、「特にソ連は、ヨーロッパにおいて通常兵器の優越を維持している。そのような状況下で核兵器国が他国の領域に核兵器を配備することを制限するだけでは、戦争の危

險を除去できない」と批判している。<sup>(20)</sup>

核兵器不配備の概念は、核兵器不拡散と非核兵器地帯の中間的な概念であり、核兵器不拡散の普遍主義と非核兵器地帯の地域主義の対立が核兵器不配備の概念をめぐる第一の問題点である。ソ連は、国際協定の形で、すなわち核兵器国は核兵器を新しく配備しないことを約束し、核兵器をもたない非核兵器国は核兵器を配備させないことを約束するような一般的な国際条約により、普遍的に問題を解決しようと考えている。それに対して米国は、「米国の見解によれば、国家の領域に核兵器を配備する問題は相互の安全保障上の利害に関わっており、決議案 A/C.1/33/L.38 に含まれているような包括的かつ普遍的な措置によっては適切に処理できない。したがって、この問題はケース・バイ・ケースの基礎に立って決定されるように非核兵器地帯の文脈の中で取り扱われるべきである」と述べることに<sup>(21)</sup>により、核兵器不配備の問題は非核兵器地帯の枠組の中で解決されるべきであると主張し、普遍的な解決ではなく地域的な解決を示唆している。

スウェーデンも同様に、「不配備の問題は極めて複雑である。なぜならそれは世界の一般的な軍事状況、現存の安全保障取極の根本的な側面、並びに軍事大国の理論および軍事的な姿勢に関連しているからである。このような背景よりスウェーデン政府は、この複雑な問題を国際協定の中でその一つの側面だけを取り扱うことにより解決しようとする考えには疑問をもっている。不配備という特別の問題は地域的な軍縮取決めの文脈で最もよく取り扱われると思われる」と述<sup>(22)</sup>べ、不配備の問題はグローバルな形では困難であり、地域的に取り扱われるべきことを主張している。さらにオーストラリアも、核兵器不配備の提案が非核兵器地帯の設置に必要な要件を満たしていないことを主張しつつ、非核兵器地帯の枠内で取り扱うことを示唆<sup>(23)</sup>している。

核兵器不配備に関する第二の問題点は、検証に関するものである。ソ連はこの核兵器不配備の提案に際して検証

問題には全く言及しておらず、「この解決の妨げになるような何らの技術的な困難もない。必要とされるのは、核兵器国および非核兵器国の側における政治的意図のみである」<sup>(24)</sup>と述べ、政治的意図を強調している。

他方、米国は、「決議案によって提案されているような種類の普遍的な禁止の検証は、交渉するのが不可能に思えるような極めて精巧な査察措置を必要とするだろう」と述べつつ、ソ連の提案が何らの検証措置をも含んでいないことを指摘している。

検証・査察に関する米ソの態度の対立は、軍縮交渉のその最初から存在しており、軍縮交渉の中心問題となっていたものである。核兵器不拡散の場合には、検証措置は IAEA による保障措置のみであり禁止されている活動の一部しかカバーしていないが、核兵器不拡散の前提となっている核兵器国と非核兵器国の区別は、「この条約の適用上、『核兵器国』とは、一九六七年一月一日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう」と定義されているので明確になっている。

他方、非核兵器地帯の場合には国際的な検証措置が不可欠と考えられており、トラテロコ条約の場合には特別査察を含む包括的な検証制度が導入され、条約で禁止された活動のすべてに対する検証が可能となっている。

核兵器不配備の場合、その概念の前提となる「その領域に現在核兵器の存在しない国」は必ずしも明確ではない。非同盟諸国の場合には明らかであるとしても、核兵器国との安全保障取極の当事国である非核兵器国の場合には、どの同盟国に核兵器が配備されているかは大部分軍事機密とされているので、困難な問題が生じる。この検証の問題は前述の普遍主義か地域主義かの問題とも深くかかわっているのであり、検証の側面から考えるならば、核兵器不配備の問題は地域的なアプローチをとった方が解決されやすいと考えられる。

第三の問題点は、すでにその領域に核兵器が配備されている非核兵器国とその領域に現在核兵器が存在していな

い非核兵器国との関係である。ソ連の提案する核兵器不配備の概念は、前者には全くふれないで後者にのみかわるものである。それに対してユーゴスラヴィアは、核兵器不配備の概念をより広く解釈し、「核兵器不配備は現在核兵器の存在しない国家の領域のみに限定されない。それはまた、核兵器がすでに導入されている非核兵器国の領域をも必然的に含むものである。そうでなければ、その概念は我々が非核兵器国の領域における核兵器の存在に関する現状を承認することを意味するであろう」とソ連提案を批判しつつ、決議案に関しても、「非核兵器国の領域における核兵器の不配備に関する国際協定の可能性を検討することが必要であると信じ」と修正するよう主張している。<sup>(26)</sup>

ナイジェリアも、「決議案は、他国の領域に核兵器を配備している核兵器国に対し、核兵器を撤去するための措置を審議するよう要請する規定を含むべきであった」と述べ、さらに国際協定の検討は、現在核兵器の存在しない国家の領域のみならず、非核兵器国の領域における核兵器の不配備を含むよう広げられるべきであると主張している。<sup>(28)</sup>

ユーゴスラヴィアおよびナイジェリアの主張は、ソ連の提案する現状維持的な措置すなわち防止的な措置に対して、すでに非核兵器国の領域に配備されている核兵器を撤去することをも核兵器不配備の概念の中にとらえ、核兵器国に一定の作為を要求するものである。

ソ連の主張する核兵器不配備と既存核兵器の撤去の問題を結合すべきであるという主張が多くなされ、決議の前に、「現在核兵器の存在しない国の領域に対する核兵器の不配備は、他国の領域から核兵器をその後完全に撤去するといふより大きな目的に向けての一步になるであろうと考え」という文言を含めることにより、両者の結びつきが一応確認されているが、核兵器不配備に関するより広い概念が受け入れられているわけではない。

最後の問題点は、核軍縮および安全保障に関するものである。エジプトは、核兵器不配備の概念は軍事状況を凍結するものであり、核戦略優位の理論を承認するものであると批判しつつ、その概念を核兵器の完全な撤廃という主要な目的と結びつけるべきであることを主張し、決議案の前文に「最終的には核兵器の完全な撤廃へと導くこと」という文言を挿入することを提案している。<sup>(29)</sup> ブラジルも、核兵器不配備の考えを支持できない理由として、それが核兵器を所有している国家の領域への核兵器の配備に全く言及していないことを指摘し、そのことは核兵器の所有あるいは核兵器保有国における核兵器の配備を承認もしくは合法化するものであると厳しく批判している。<sup>(30)</sup>

これらの考えは核兵器不配備と核軍縮とを結合させようとするものであり、核兵器不配備の措置が核軍縮の代替とはなりえないことを明らかにするものである。その結果、総会決議S/RES/870の前文において、核兵器不配備が核兵器撤去の一步であること、そのことにより核兵器の拡散防止に貢献すること、および最終的には核兵器の完全な廃棄へと導くことが確認されている。

フィンランドは、核兵器不配備の概念を支持しつつも、それには義務と責任に関する熟考されかつバランスのとれた取決めの必要とすると主張し、その中には適切な安全保障も含まれると述べている。<sup>(31)</sup> この安全保障の問題は、核兵器不拡散および非核兵器地帯の概念に関連して極めて真剣に議論された問題であり、核兵器不配備の場合にも当然その代価として核兵器を配備していない国の安全保障を強化する問題が検討されるべきである。ソ連が非核兵器国の安全保障の強化との関連で一貫して主張しているのは、核兵器の製造および取得を放棄しかつその領域に核兵器をもたない非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇を行なわない、という内容をもつものであり、核兵器不配備の問題と密接に関連している。

## むすび

核兵器不拡散と非核兵器地帯の概念をさまざまな側面から比較検討することにより、また核兵器不配備との関連でそれらの概念を検討することにより両者の概念が明らかになった。主要な義務に関しては、非核兵器地帯の方がより広範な義務を非核兵器国に課しているし、検証制度および組織化においても非核兵器地帯の方がより整備されたものを備えている。また核兵器不拡散条約は積極的安全保障を安全保障理事会決議の形で宣言しているのに対し、非核兵器地帯の場合には条約による消極的安全保障を規定している。

このように一般的に両者の概念を比較する場合には、非核兵器地帯の方がすぐれたものであると考えられる。しかしその際に注意すべきことは、核兵器不拡散がグローバルなアプローチであるのに対し、非核兵器地帯は地域的なアプローチであるということである。非核兵器地帯の包括的研究を行なったグループの議長であったフィンランドのコローネン (Korhonen) も、「非核兵器地帯の概念を他のほとんどの軍備規制・軍備管理措置から区別している要素は、地域的なアプローチである」と述べているように、非核兵器地帯の概念の中心的要素として地域的なアプローチが強調されるべきである。検証制度および組織化に関しても、世界的な規模よりも地域的な規模における方が高度に整備されたものを容易に備えることができるであろう。また消極的安全保障についても、核兵器国はグローバルな規模ではそれを非核兵器国に与えることはできないけれども、地域的な規模においては与えることが可能となるのである。

他方、核兵器不拡散はグローバルなアプローチであり、条約はすべての国に開放されている。その点において、核兵器不拡散という概念は非核兵器地帯という概念よりすぐれたものになっている。今日において核兵器不拡散条

約は世界中の一三カ国を当事国とする普遍的な条約として、国際社会の中心的な制度になっているのに対し、非核兵器地帯はラテンアメリカ二カ国を規律しているのみである。

このように核兵器不拡散と非核兵器地帯の概念は、それぞれ長所と短所をもつ概念であるが、それらの関係について、たとえばソ連が、「非核兵器地帯に関する合意は核兵器不拡散条約に対する貴重な補充物であり、不拡散体制を強化するのに役立つ」と述べているように、多くの国は非核兵器地帯が核兵器不拡散を補充するものであると考えている。

「非核兵器地帯の包括的研究」においても、「多くの専門家は、非核兵器地帯の概念は核兵器不拡散条約の代替と考えられるべきではなく、それを補充する潜在的に強力な措置と考えられるべきであることを強調した。しかし、非核兵器地帯における核兵器の放棄は核兵器不拡散条約の範囲を越えているので、非核兵器地帯への参加は核兵器不拡散条約とは独立したものであり、より有効な選択であると考える専門家もいる」と述べているように、多数説は、非核兵器地帯を核兵器不拡散を補充するものとしてとらえている。

しかし、すでに検討したように、核兵器不拡散という概念がグローバルな概念として国際社会全体を規律する制度としての長所をもっていることは明らかであるとしても、非核兵器地帯の概念はさらに広い「核兵器の完全な不<sup>33</sup>存在」を規定することにより、また地域的なアプローチをとることにより、検証および組織化において、また非核兵器国の安全保障の強化とその核軍縮に対する影響という側面においても核兵器不拡散よりすぐれたものであることが証明されている。

したがって、これら二つの概念はそれぞれ長所と短所をもつものであり、お互にそれぞれの長所を生かし短所を補うという意味で相互補完的であると考えるべきである。ポーランドは、非核兵器地帯は核兵器不拡散条約を補充

するものであると共に、それを発展させるものであると述べている<sup>(35)</sup>。ボグダノフ (O. V. Bogdanov) も、二つの概念は異なっているが極めて密接に関連しているのであって、お互いに補完しあうものであることを強調している<sup>(36)</sup>。

核兵器の拡散を防止し、さらに核軍縮へと進んでいくためには、これらの二つの相互補完的な概念をさらに強化することが必要である。まず、核兵器不拡散に関しては、グローバルなアプローチが真にグローバルになることが必要であり、条約の普遍性が確保されなければならない。フランスおよび中国の二核兵器国、並びにアルゼンチン、ブラジル、チリ、キューバ、エジプト、インド、イスラエル、パキスタン、南アフリカなど重要な非核兵器国はまだ核兵器不拡散条約の当事国になっていない。特にこれらの非核兵器国にとっては、核兵器不拡散条約の主要な義務が極めて一方的であり差別的であることがそれらの加入を妨げているのであり、そのためにも核軍縮、安全保障の強化および原子力平和利用の促進に関して核兵器国がさらに進んだ措置をとることが必要とされる。

他方、非核兵器地帯は地域的な措置として、内容的には核兵器不拡散よりすぐれたものであるので、ラテンアメリカ地域<sup>(37)</sup>以外にさらに非核兵器地帯が設置されるべきである。アフリカ、中東および南アジアにおける非核兵器地帯の設置の問題は継続的に検討されているし、南太平洋非核兵器地帯も検討されていた。したがって、これらの地域の国家の自主的な努力により非核兵器地帯が設置されること、およびさらに世界中の多くの地域に非核兵器地帯が設置されることが期待される。

結論的には、核兵器の拡散防止に関する二つのアプローチ、すなわち核兵器不拡散と非核兵器地帯は、前者はグローバルなアプローチをとり後者は地域的なアプローチをとることにより、相互補完的な概念になっていると言える。核兵器の拡散防止のためには、そして核軍縮への展望を切り開くためには、核兵器不拡散の普遍性を強化する



こと、および非核兵器地帯をめぐり多くの地域に設置することが必要であると考えられる。

註

- (1) *Comprehensive Study of the Question of Nuclear-Weapon-Free Zones in All its Aspects*, Special Report of the Conference of the Committee on Disarmament : Official Records of the General Assembly, Thirtieth Session, Supplement No. 27A (A/10027/Rev. 1/Add. 1). [Hereafter referred as *Comprehensive Study of NWFZ*]
- (2) Mason Willich, *Non-Proliferation Treaty, Framework for Nuclear Arms Control*, 1969, pp. 56-57.
- (3) Mohamed Ibrahim Shaker, *The Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons : A Study Based on the Five Principles of UN General Assembly Resolution 2028 (XX)*, 1976, p. 825.
- (4) K. Narayana Rao, "The Draft Treaty on Non-Proliferation of Nuclear Weapons : A Critical Appraisal", *Indian Journal of International Law*, Vol. 8, 1968, No.2, p. 227.
- (5) Alfonso Garcia Robles, "The Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America (Treaty of Tlatelolco)", *SIPRI Yearbook of World Armaments and Disarmament 1969/70*, p. 232.
- (6) この点に関する詳細な議論については、拙稿「非核兵器地帯と安全保障——ラテンアメリカ核兵器禁止条約付属議定書Ⅱの研究——」『法政理論』第二二巻第三号（一九八〇年二月）一五二—一五八頁参照。
- (7) *Comprehensive Study of NWFZ*, pp. 42, 46-47, 67-68.
- (8) 軍縮との関連における検証と組織化の一般的検討として、拙稿「軍縮関連条約における検証」『阪大法学』第九六号（一九七五年十二月）一五七—一三四頁参照。
- (9) Mohamed Ibrahim Shaker, *op. cit.*, p. 698.

- (9) *Comprehensive Study of NWFZ*, pp. 41, 54-59.
- (11) これらの点で関しては、拙稿「積極的安全保障から消極的安全保障へ——核時代における非核兵器国の安全保障——」、『神戶法學雑誌』第三〇巻第二号（一九八〇年）参照。
- (12) *Comprehensive Study of NWFZ*, pp. 39, 41-42, 50, 51, 61.
- (13) Edwin Brown Firmage, "The Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons", *AJIL*, Vol. 63, 1969, p. 732.
- (14) *Ibid.*, p. 746.
- (15) *Comprehensive Study of NWFZ*, p. 60.
- (16) A/S-10/PV. 5, 26 May 1978, p. 32.
- (17) A/C. 1/34/PV. 37, 19 November 1979, p. 18-20.
- (18) A. Roshchin, "Nuclear Non-Proliferation for Maintenance Peace", *International Affairs* (Moscow), April 1980, p. 80.
- (19) A/C. 1/34/PV. 42, 26 November 1979, p. 22. Also see, A/C. 1/33/PV. 57, 30 November 1978, p. 21.
- (20) A/C. 1/33/PV. 57, 30 November 1978, p. 17-20.
- (21) A/C. 1/33/PV. 57, 30 November 1978, p. 21.
- (22) A/C. 1/34/PV. 42, 26 November 1979, p. 27.
- (23) A/C. 1/34/PV. 42, 26 November 1979, p. 31.
- (24) A/S-10/PV. 5, 26 May 1978, p. 32.
- (25) A/C. 1/33/PV. 57, 30 November 1978, p. 22.
- (26) A/C. 1/34/PV. 42, 26 November 1979, pp. 26-27.

- (27) A/C. 1/33/PV. 57, 30 November 1978, p. 31.
- (28) A/C. 1/34/PV. 42, 26 November 1979, p. 32.
- (29) A/C. 1/33/PV. 57, 30 November 1978, p. 27-30 ; A/C. 1/34/PV. 42, 26 November 1979, pp. 21-22.
- (30) A/C. 1/34/PV. 42, 26 November 1979, p. 21.
- (31) A/C. 1/33/PV. 57, 30 November 1979, p. 26 ; A/C. 1/34/PV. 42, 26 November 1979, p. 32.
- (32) A/C. 1/PV. 2073, 30 October 1975, p. 43-45.
- (33) A/C. 1/PV. 2082, 10 November 1975, p. 17.
- (34) *Comprehensive Study of NW/FZ*, p. 40.
- (35) A/C. 1/PV. 2079, 7 November 1975, p. 26.
- (36) O. V. Bogdanov, "Memorandum on the Concept of Nonproliferation of Nuclear Weapons", *Report of International Law Association, 1968*, p. 493.
- (37) ラテンアメリカ核兵器禁止条約もまだ完全なものではない。キューバおよびガイアナは署名していないし、アルゼンチンは批准していない。またブラジルとチリは第二八条第二項の宣言を行っていないので、それらの国に対して条約は発効していない。さらにフランスおよび米国は、付属議定書 I に署名しているが、まだ批准していない。